

7月17日（日）10：00～11:30 赤羽文化センター第1視聴覚室で、三宅初穂氏による講演会「要約筆記を知ろう-コミュニケーションの力を高める」を開催しました。18名の方にご参加いただきました。



### ★コミュニケーションとは何？

コミュニケーションの語源は、ラテン語のコミュニス（communis）で、「共通したもの、共有物」を意味する。コミュニケーションの方法はいろいろある。伝えたい、受け止めたいという気持ちが一番大事だが、知識と技術があれば、もっと伝わる。

### ★コミュニケーションを妨げる5つの要因

コミュニケーションの齟齬<sup>そご</sup>が起こる要因として①物理的ノイズ、②言語的ノイズ、③社会的ノイズ、④文化的ノイズ、⑤心理的ノイズがある。例えば、物理的ノイズとは、声を出していくも風邪をひいて嗄れ声の時、それが原因で聞き取れないことがあるケースの事。騒音もノイズになるが、これは防ぐことができる。言語的ノイズとは外国語や方言で話されると話の内容が理解できないケースのこと。また心理的ノイズとは、人は先入観を持っているので、フラットでいようと思っても受け手が「偏見」をもって聞いてしまうケースがそれに該当する。心理的ノイズを解消する方法は、思い込みを排除し、その人の言葉を聞き取ること。コミュニケーションを成立させるためには、発信者と受信者のお互いの努力が重要である。

### ★コミュニケーションの目的

コミュニケーションの目的は情報、感情、場面を共有することにある。難聴者にとって、場面を共有することの意味はとても大きい。難聴者の場合、健聴者が中心の場では遠慮しがち。聞こえなくても周囲に合わせて笑って済ませたりすることがある。難聴者が自分のままでいられる集りの場、安心感が得られる場である（コミモアをはじめとする）「難聴者の会」の存在意義は大きい。



### ★クイズ「要約筆記について」

第1問「要約筆記はいつ始まった？」…(答え)昭和41年。みみより会が、第2回全国大会でOHPによる要約筆記を使ったのが、最初。

第2問「要約筆記は全国で同じ制度？」…(答え)全国一律の制度

第3問「都内在住の人が仙台市での法事で要約筆記は使うには？」…(答え)派遣センターに依頼する。北区の場合は、要約筆記を頼むときは直接派遣センターに依頼できる。一部の区市では一度役所を通す必要がある。

### ★要約筆記を使ってみたいけれど…

- ① 私の区には要約筆記がないけれど頼ることはできるの？⇒23区26市は派遣センターと契約している。全国とも連携している。迷ったときは派遣センターに連絡して。
- ② 私は手帳を持っていないが依頼できるの？⇒厚労省の通知により、手帳がなくても依頼できる。
- ③ 自分や家族の事を知られたくないで依頼を躊躇している⇒要約筆記者には守秘義務がある。そこに行つたことは口外しないので、安心して。

### ★難聴者のコミュニケーションと要約筆記

誰もが音声情報から置き去りにされないことが大切。聞こえづらい人は、補聴器や人工内耳で聞き、手話や口形を見てコミュニケーションができる。しかし、補聴器の力をもってしても全部聞き取れるわけではない。手話や読み話が苦手な人もいる。その人たちがその場に参加できるように要約筆記があるということを頭に入れておいてほしい。